

## 内容証明センター 行政書士コスモス法務・会計事務所作成

### 内容証明郵便について

---

#### ◆行政書士の業務開拓

コスモス法務会計内容証明作成センター

内容証明郵便による解決が効果的な場合が多いです。

★金銭トラブルでお困りの方。特に友人、恋人間の金銭貸借でお悩みの方。

★ストーカー行為や嫌がらせでお困りの方。

★脅迫・恐喝行為でお悩みの方。

内容証明郵便は、行政書士の武器。訴状は弁護士の武器。

内容証明郵便は、行政書士という定評は市民の間で確立している。

●法的問題等の日常生活の困った問題解決は、概ね 50%程度について、内容証明郵便だけで解決がつく場合も多いという事実がある。

---

●法的問題等の日常生活の困った問題解決は、概ね 50%程度について、内容証明郵便だけで解決がつく場合も多いという事実がある。

●訴訟まで発展するのはそのうち 10%程度ともいわれている。

●内容証明郵便での解決までの平均的な時間としては最大限度 6 か月以内。

弁護士委任訴訟で解決の場合には最低 1 年ないし 2 年。時間的にも内容証明郵便による手続きが効果的。

内容証明郵便は、行政書士の武器。

内容証明郵便は、行政書士という定評は市民の間で確立している。

内容証明郵便は、市民の身近なものとなっている。

内容証明は、「証拠力」がある。請求したとか、されていないなどの問題を解決できる。

★クーリングオフ（8 日以内）契約解除

★交通事故など損害賠償請求等

★通知書 債権譲渡通知 生命保険金受取人変更通知内容証明で通知しなければならぬ各種通知がある。

★催告書 貸金請求

★企業の売掛金の短期消滅時効の中断。

ジャンルは、etc.

●内容証明郵便を法的に作成、送達することは一般人には大変な場合も多い。

結構郵便局での受け付けも時間を要する場合がある。場合により仕事をやすまなければ

ならない半日仕事となる場合もある。

法的主張を要点を明確に整理しつつ作成することが必要となる。

また内容証明郵便をうつタイミングも専門家行政書士でないと判断がつかない場合も多い。

却って、紛争が発生したり紛争が拡大したりすることもあるので注意が必要。

▲行政書士法 1 条の 3 1 項 2 号 「行政書士が作成することができる契約，その他に関する書類

を代理人として作成すること。

作成代理人行政書士●●●● 職印という内容証明郵便送達で何らかの回答が相手方からくる場合も多い。

また近時は、本件については通知人本人又は当職までご連絡回答くださいと末尾に付記する

ことも多い。

法律職が関与しているということで相手方も誠意的回答をしてくる場合も比較的多い。

報酬額の目安ですが、

内容証明郵便の作成料金のみで 26,250～100,000 円(複雑な案件もあるため)となっております。行政書士は、他の専門家に比べても安価となっております。

プラス内容証明郵便の実費 1, 5 0 0 円～2, 5 0 0 円程度

内容証明郵便による解決が効果的な社会生活上のトラブルの一例です。

---

●法的問題等の日常生活の困った問題解決は、概ね 50%程度について、内容証明郵便だけで解決がつく場合も多いという事実がある。

●訴訟まで発展するのはそのうち 10%程度ともいわれている。

●内容証明郵便での解決までの平均的な時間としては最大限度 6 か月以内。

弁護士委任訴訟で解決の場合には最低 1 年ないし 2 年。時間的にも内容証明郵便による手続きが効果的。

動産売買

●クレサラ過払い返還請求最近事情

日本貸金業協会によると、平成 1 9 年度にクレサラ業界から返還された利息金は、

利用者の借入金の元本返済に充当されたのが約4200億円(残存借入債務に充当)、現金で還元されたのが約5200億円(過払い返還金額)の計9400億円。20年以降は1兆円を超えているという、過払い返還金額約5800億円。

クレサラに対する過払金返還請求内容証明郵便  
クレサラに対する取引履歴開示請求内容証明郵便  
年金記録開示請求内容証明郵便  
敷金・補償金返還請求内容証明郵便  
売買代金ないし売掛金の支払いを催告する場合  
商品の引渡しを催告し、又は引渡しを拒絶する場合  
引渡しを受けた商品に瑕疵がある場合  
クーリングオフまたは消費者契約の取消しをする場合

売買契約を解除し、代金又は商品の返還請求をする場合  
消費者取引  
注文しないのに送られてきた商品等の引取りを要求する場合  
詐欺的商法の被害にあい、返金または損害賠償を請求する場合  
違法、不当な投資等の勧誘によって損失等を蒙った場合  
マルチ商法、マルチまがい商法で損失を蒙った場合  
内職商法その他で十分なサービスを受けられなかった場合

#### 医療関係

個人情報保護法による医療情報開示請求内容証明郵便  
貸金請求  
貸金返還、利息、損害金支払いを催告する場合  
遅延した利息を元本に組み入れるために催告する場合  
貸主の相続人から請求し、又は借主の相続人に対して請求する場合  
準消費貸借による債権の弁済を請求する場合  
貸金請求に対して異議を述べ、または期限の猶予等を懇請する場合  
借主または保証人が債務について消滅時効を援用する場合  
貸金の交付を請求する場合とこれを拒絶する場合

#### 近隣紛争

境界について申し入れや抗議をし、またはそれらに回答する場合

界標や境界上の塀の設置を申し入れる場合  
隣地の工作物や樹木等について申し入れや抗議をする場合  
道路の利用や通行について申し入れや抗議をする場合  
生活環境に関して申し入れや抗議をする場合

#### マンション

管理組合の役員選任決議に対して異議を述べる場合  
監事が理事に対し違法行為の差し止め、または責任追及する場合  
管理会社の委託業務又は委託料に関して催告をする場合  
管理組合から区分所有者に対して管理費等の請求をする場合  
ペット飼育その他の規約違反に抗議する場合

#### 事故・事案

交通事故による被害について損害賠償請求をする場合  
医療過誤、学校事故等により損害賠償請求をする場合  
労働災害について会社に損害賠償請求をする場合  
工作物責任の規定に基づいて損害賠償請求をする場合  
子供の親や動物の飼育等に関して損害賠償を請求する場合  
暴行・傷害等の加害者に対して損害賠償請求をする場合  
名誉毀損について謝罪文掲載と損害賠償を請求する場合  
失火により火災を受けた時に損害の賠償を請求する場合  
欠陥商品による損害について製造物責任を追及する場合

#### 親族・相続

##### 婚約・婚姻

婚約を解消し、婚約解消に伴う諸種の請求をする場合  
配偶者に婚姻上の義務履行を、不貞の相手方に損害を請求する場合  
夫婦に対して日常家事債務の弁済を求める場合

##### 離婚等

婚姻を取り消し、または婚姻の無効を主張する場合  
協議離婚の申し入れをする場合  
離婚に伴う財産分与や慰謝料を請求する場合  
離婚届の不提出を要求し、また、離婚届の不受理を申し出る場合  
内縁を解消し、または内縁解消に伴う慰謝料を求める場合

#### 親子・扶養

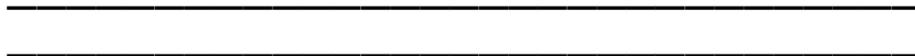
父親に対して認知を請求する場合  
子の養育費を請求する場合  
子との面会または子の引渡しを要求する場合  
協議離婚の申し入れをする場合  
親族に扶養をもとめる場合

#### 相続人・相続分

表見相続人に対して相続回復請求権を行使する場合  
相続人から譲渡された相続分を取り戻す場合  
遺産処分に異議を述べ、または返還を求める場合

#### 遺産分割・遺言実行

他の相続人らに対して遺産分割協議の申し入れをする場合  
遺言執行者の指定があった場合  
遺贈がなされている場合  
遺留分  
遺留分減殺請求をする場合



#### ◆行政書士の業務開拓

★個人情報保護法に基づく医療情報開示内容証明郵便業務  
悪性新生物(悪性腫瘍)すなわち癌患者増加による医療行為の  
過誤についての情報入手の必要。抗がん剤副作用問題。  
白い巨塔の閉鎖体質から証拠保全。  
内容証明郵便による開示請求効果的



作成代理人行政書士名による内容証明郵便による開示請求効果的!!!!!!!!!!!!

Q 病院に自分のカルテの開示を請求しましたが、断られました。仕方がないのでしょうか。

白い巨塔の閉鎖体質から証拠保全。

A 患者本人は、「個人情報保護法」により、医療機関に対して自己の診療記録（レセプトやカルテ）の開示を請求

することができる場合があります。個人情報保護法が適用されるのは、5000件を超

える個人情報保有する医療機関に限られます。しかし、適用される場合には、原則として、遅滞なく、開示請求の対象となっている患者の診療記録を書面などで開示しなければならないことになっています。この際、医療機関が定める手数料の負担は必要ですが、請求の理由を示す必要はありません。

内容証明郵便による開示請求効果的

もっとも、個人情報保護法の開示義務には例外があります。「本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害する恐れがある場合」など、法定の条件を満たすときは、医療機関は診療記録の全部または一部を開示しないことができます。具体的には、予後や治療経過などについての説明が患者に重大な心理的影響を与え、その後の治療に悪影響を及ぼしかねない場合などです。

開示制度は、患者本人が自己の医療情報を知りたい場合など、医療への自主的な参加のための開示であれば積極的に利用すべきです。しかし、医療過誤などの民事訴訟の証拠として使うことを目的とする場合には、事前に裁判所で証拠保全の手続きをとっておくことも考えられます。

なお、個人情報保護法が適用されない医療機関の中にも、厚生労働省が定めた「診療情報の提供等に関する指針」などに従って、自主的に診療記録の開示の請求に応じているところがあるようです。

上記の場合も作成代理人行政書士●●●●で内容証明郵便をだせば主治医との関係も比較的円満に維持できる。

行政書士に相談したら個人情報保護法による開示請求ができるというのでその指示にしたがったと主治医にも説明できて便宜的。

---

◆行政書士の業務開拓

## ★大家からの敷金回収

敷金返還問題への取り組み 全国の弱い立場の建物の借り主の存在

---

●行政書士が、作成代理人として敷金返還内容証明郵便を大家に送りつけると敷金の半分は返還するというので話が終わることが多い。

しかし、後で問題のおこらないように(リフォーム代金の不当請求など)示談書作成のうえ敷金返金をうける。

それでも一銭も返還に応じない大家にたいしては、消費者契約法 10 条などを活用して徹底抗戦!!!!!!

場合により本人訴訟で少額訴訟を簡易裁判所に申し立て(原則 1 回の出頭で終わる)をする。

## ●悪質大家・悪質不動産屋・仲介人の問題

最近の問題として不当な立ち退きリフォーム代金の請求だ。

敷金 30 万円で立ち退き時にマンションリフォーム代金 200 万円を請求されて

敷金 30 万円の返還請求どころでないというような悪質事例。

## ★★★内容証明郵便による返還請求通知が有効な事案

### OL 敷金

敷金がほとんど戻らず悩んでいました。

自宅を知られている上に勤務先も年収も本籍地も握られていて印鑑証明なんかも相手が持っている。

こんな大家や百戦練磨の不動産屋に一人暮らしの女性は泣き寝入りするしかない・・・しかもお金も時間も無い。

### 女子学生 敷金

引越しをして、敷金の計算書が送られてきてビックリ！

15 万の敷金では足りずプラス 2 万円の請求。大家さんに連絡しても不動産まかせで分らないと言うし、こんな金額では弁護士にも相談ができませんでした。

1 ヶ月後には逆に 10 万円近く返還してもらいました。

### 女子学生 敷金

敷金が 19 万円のうち 2 万円しか返してもらえず、実家の親に相談しても「そういう習慣だからしかたがない」と言われました。

納得できずインターネットで調べたら敷金は返還されるものと知り、3日後に15万円返還になると連絡が入りました。

★★★内容証明郵便による返還請求通知が有効な事案

営業用建物補償金返還

保証金 保証金 5000 万 居酒屋経営 東京

保証金 保証金 6000 万 レストラン経営 東京

保証金 保証金 8000 万円 コンビニ経営 神奈川

●敷金返還のルールとは

Q 契約期間が満了し、住んでいたアパートを退去しましたが、大家から「畳や壁紙を替えてクリーニングもしたので敷金は返せない」と言われました。仕方がないのでしょうか。

A 敷金とは、借家人が家賃を滞納した場合などに備えて、賃貸借契約を結ぶ際に、家主が借家人から預かっておく金銭です。契約が終了して借家人が家主に借家を明け渡した後に、家主は敷金から滞納家賃など借家人が払うべき金額を差し引き、残額を借家人に返還します。

契約の終了時に、借家人は借家の原状回復義務を負うとされることが多いですが、これは入居時と全く同じ状態に戻すということではありません。借家人が通常の使い方をして住んでいる間に劣化消耗した畳、建具などの修繕費用は、一般的には賃料に含まれており、敷金から差し引かれるものではありません。しかし、借家人がわざと（故意）あるいは不注意で借家の一部を壊したような場合には、その修繕費用を敷金から差し引かれても仕方がないといえます。

畳、建具などの劣化消耗が年月の経過や通常の使用によるものか、借家人の故意や不注意によるものかという点を含め、敷金の返還に関し納得がいかない場合は、入居時と明け渡し時の状態や賃貸借契約の内容を踏まえ、家主・その代理人の不動産業者とよく協議しましょう。なかなか協議しづらいときには行政書士作成代理人●●●●内容証明郵便で敷金返還請求をしましょう。

それでも返還に応じない場合には借り主が原告となって訴額 30 万円以下の少額訴訟

を簡易裁判所へ本人申し立てで提訴しましょう。

---

◆行政書士の業務開拓 残業代未払い請求 年間 1 兆円あるといわれている。

---

● 行政書士業務ネタのヒント

弁護士業界では過払い金の収入が 6 割くらいを占めているそうです。

しかし、皆さんもご存知のように、消費者金融が上限利率を守るようになったので、過払い金の仕事もなくなってきています。

そうすると、仕事に困る弁護士も出てくるようで、新たな業務を探しているようです。

そこで、過払い金請求にかわる仕事として未払いの残業代の請求の仕事が考えられているようです。

名ばかり店長など名目的な管理職ということで残業代がでていないことそれじたいが、問題視されています。

そこで、弁護士業界では残業代の請求を新たな業務として開拓しようと考えているみたいですが、残業代の計算は、アルバイトにもできるため、実際に増えるのは弁護士の仕事ではなく、アルバイトの仕事が増えるといわれています。

一見、行政書士には関係ないように思えますが、残業代の計算がアルバイトでもできるということは、行政書士がやってもいいと思います。

計算するのがめんどくさいという人もいるし、計算できないという人もいるでしょう。

残業代の計算くらいならメールのやり取りなどで副業でも可能かと思えます。

労基法が改正され、平成 21 年の 4 月からは、法定時間外労働時間の月 60 時間を超えた部

分については、50%の割増賃金が必要になります。(深夜残業となれば75%!!)  
小売・飲食等の残業が多くなりがちなサービス業は特に要注意です。  
上場準備、上場審査の観点から言うと、今や未払い残業代の問題は避けては通れません。  
主幹事証券会社は「2年分さかのぼって支払え」と指導していますから。

残業代請求内容証明郵便作成業務は

- ①資料の入手が容易
- ②請求額の計算が単純
- ③企業側の反論が認められにくい

等の性格を有しているようで非常請求がしやすい事案のようです。

未払い残業代の請求にあたっては、「2年間の短期消滅時効」というネックがありますが、  
時効にかからない2年分の請求額だけでも数百万円になるケースもまれではなく、安心  
出来ない  
とのこと。

日本貸金業協会によると、平成19年度にクレサラ業界から返還された利息金は、  
利用者の借入金の元本返済に充当されたのが約4200億円(残存借入債務に充当)、  
現金で還元されたのが約5200億円(過払い返還金額)の計9400億円。  
20年以降は1兆円を超えているという。過払い返還金額約5800億円。

---

#### ◆行政書士の業務開拓

クレサラ過払金請求事案 行政書士業務の範囲

---

クレサラ過払金請求事案 行政書士業務の範囲

- クレサラ取引履歴開示請求内容証明作成業務
- 取引履歴不開示に対する行政指導ないし処分請求内容証明通知
- クレサラ取引履歴に基づく法定金利過払い充当計算書の作成
- クレサラ充当計算に基づく過払い請求内容証明郵便通知
- 上記書類作成に関する相談業務

↑

以上は行政書士有償業務

無償業務 報酬はとれない。交渉業務もできない

↓

以下は・無償支援業務。 裁判所関係はすべて書式無償支援業務となる。

本人訴訟無償支援業務 書式支援

●裁判支援無償書式支援業務 無償

裁判所過払い請求訴状書式支援

本人に無償支援書式を複数部コピーして申立人氏名などは自筆署名及び実印など押印して自らが直接裁判所へ提出か

申立人が直接裁判所へ郵送すること。

●訴訟準備書面書式無償支援

本人に無償支援書式を複数部コピーして申立人氏名などは自筆署名及び実印など押印して自らが直接裁判所へ提出か又は、申立人が裁判所へ直接郵送すること。

日本貸金業協会によると、平成19年度にクレサラ業界から返還された利息金は、利用者の借入金の元本返済に充当されたのが約4200億円(残存借入債務に充当)、現金で還元されたのが約5200億円(過払い返還金額)の計9400億円。

20年以降は1兆円を超えているという。過払い返還金額約5800億円。

(注)

認定司法書士であっても訴額140万円以下の簡易裁判所管轄事件しか取り扱いができない。

またクレサラ和解交渉についても140万円以下の過払い請求までしか交渉できないが現実はあまり問題となっていない

だけで、それを超える和解交渉案件相当数あり弁護士法72条違反の認定司法書士の非弁行為が問題となっている。